

兵庫県公報

令和8年2月3日 火曜日 第690号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	2
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	2
○ 神戸国際港都建設下水道事業の事業計画の変更認可（上下水道課）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 同上（同）	5
○ 同上（同）	6
○ 同上（同）	7
○ 同上（同）	7
○ 同上（同）	8
○ 建築士法による処分（建築指導課）	9
○ 随意契約の相手方等の公示（物品管理課）	10
病院局公告	
○ 県立病院災害時安否確認システムに係るプロポーザルの実施	10
○ 随意契約の相手方等の公示	13
公安委員会規則	
○ 兵庫県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則	14
○ 兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則	20
警察本部公告	
○ 令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業公募型プロポーザルの実施	20

公布された法令のあらまし

◎兵庫県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則（公安委員会規則第2号）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行に伴い、重要経済安保情報の保護に関し、兵庫県公安委員会が実施すべき措置等について必要な事項を定めることとした。

◎兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律が制定されたこと等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第45号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった医療機関を救急病院と認定した。

令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名 称 医療法人敬愛会 大塚病院
所在地 丹波市氷上町絹山513
認定年月日 令和8年1月10日
認定の有効期限 令和11年1月9日

- 2 名 称 医療法人社団董会 北須磨病院
 所 在 地 神戸市須磨区東白川台1丁目1番地1
 認 定 年 月 日 令和8年1月19日
 認定の有効期限 令和11年1月18日
- 3 名 称 医療法人尼崎厚生会 立花病院
 所 在 地 尼崎市立花町4丁目3番18号
 認 定 年 月 日 令和8年1月29日
 認定の有効期限 令和11年1月28日
- 4 名 称 中谷整形外科病院
 所 在 地 加古川市平岡町新在家105番地
 認 定 年 月 日 令和8年1月29日
 認定の有効期限 令和11年1月28日
- 5 名 称 神戸市立医療センター 中央市民病院
 所 在 地 神戸市中央区港島南町2丁目1番地の1
 認 定 年 月 日 令和8年2月1日
 認定の有効期限 令和11年1月31日
- 6 名 称 神戸朝日病院
 所 在 地 神戸市長田区房王寺町3丁目5番25号
 認 定 年 月 日 令和8年2月1日
 認定の有効期限 令和11年1月31日
- 7 名 称 兵庫県立西宮病院
 所 在 地 西宮市六湛寺町13-9
 認 定 年 月 日 令和8年2月1日
 認定の有効期限 令和11年1月31日



兵庫県告示第46号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による種畜証明書が次のとおり交付された。
 令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	丸彩土井、忠正土井、悠竜土井、勝脇土井、茂友美波、茂新波、北喜松
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	丸若土井、忠味土井、山伸土井、村岡土井、菊卓丸、茂貴波、杉広土井、茂田波、北喜奥、若綿土井、勝金土井、茂毬波、茂東波、和紗土井、池義土井、和倉土井、立章土井、茂勝美波、茂風波、北菊菜、北虎泉、和哲土井、茂均波、喜典、茂英波、和経土井、北義谷、若森土井、杉明土井、優一土井、北石義、彩作土井、春高土井



兵庫県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和8年2月3日から2週間、阪神北県民局家塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 多田停車場多田院線	川西市新田一丁目262番98から 同 市新田一丁目262番99まで	旧	4.0から 7.0まで	37.0	
		新	7.0から 9.0まで	37.0	一部 予定地



兵庫県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設下水道事業 神戸市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和32年9月5日から令和8年3月31日まで
変更後 昭和32年9月5日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第49号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時
令和8年2月19日（木） 午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所
神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎 4階C会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社オーケイハウジング
代表者氏名 代表取締役 古賀 治
事務所所在地 神戸市西区白水二丁目6番1号1階
免許番号 兵庫県知事（2）第11963号
免許年月日 令和4年11月6日

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ケーズデンキ尼崎浜田店・レクサス尼崎店
 所在地 尼崎市大庄川田町77番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川 裕一郎
ネットヨタ神戸株式会社	尼崎市名神町一丁目18番25号	四 宮 康次郎
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本 正彦
ネットヨタ神戸株式会社	尼崎市名神町一丁目18番25号	四 宮 慶太郎
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川 裕一郎
ネットヨタ神戸株式会社	尼崎市名神町一丁目18番25号	四 宮 康次郎
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本 正彦
ネットヨタ神戸株式会社	尼崎市名神町一丁目18番25号	四 宮 慶太郎
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川 裕一郎
ネットヨタ神戸株式会社	尼崎市名神町一丁目18番25号	四 宮 康次郎
- 4 変更年月日
令和7年6月19日ほか
- 5 届出年月日
令和8年1月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和8年2月3日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和8年6月3日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ西宮えびす南店
所在地 西宮市浜町9番の一部

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎

4 変更年月日

令和7年6月19日

5 届出年月日

令和8年1月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年2月3日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年6月3日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ケーズデンキ加古川店
 所在地 加古川市加古川町稲屋字横手917番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎
- 4 変更年月日
令和7年6月19日
- 5 届出年月日
令和8年1月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和8年2月3日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和8年6月3日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ケーズデンキ三田ウッディタウン店
 所在地 三田市けやき台一丁目2番2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎
- 4 変更年月日
令和7年6月19日
- 5 届出年月日
令和8年1月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和8年2月3日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和8年6月3日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ケーズデンキ氷上店
 所在地 丹波市氷上町稲継281ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川裕一郎
- 4 変更年月日
令和7年6月19日
- 5 届出年月日
令和8年1月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和8年2月3日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和8年6月3日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対

し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ケーズデンキ和田山店
 所在地 朝来市和田山町枚田476番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ケーズホールディングス	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	平本 忠
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本 正彦
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	細川 裕一郎
- 4 変更年月日
令和7年6月19日
- 5 届出年月日
令和8年1月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和8年2月3日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和8年6月3日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



建築士法による処分

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「省令」という。）第6条の3の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 処分をした年月日
令和8年1月20日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号別表のとおり
- 3 処分の内容
戒告
- 4 処分の原因となった事実
法第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を省令第17条の36又は第17条の37第2項において準用する同条第1項第1号に規定する受講期間内に受講しなかった。

別表

氏名	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	登録番号
岩田 義彦	二級建築士	兵庫県知事登録 第阪神2284号
森脇 俊郎	二級建築士	兵庫県知事登録 第社319号
岡本 次郎	二級建築士	兵庫県知事登録 第洲本290号



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年2月3日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
第51回衆議院議員総選挙等投票用紙の印刷業務 12,293,500枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和8年1月14日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
船場印刷株式会社 姫路市定元町4番地の2
- 5 随意契約に係る契約金額
74,375,675円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号による。

病院局公告

県立病院災害時安否確認システムに係るプロポーザルの実施

県立病院災害時安否確認システム（以下「本システム」という。）の業務受注者を選定するために、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

令和8年2月3日

契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

- 1 調達システム名称
県立病院災害時安否確認システム
- 2 履行場所
業務受注者が国内に保有する施設内、または国内に拠点を有するクラウドサービス上
- 3 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
※ 契約は単年度契約とするが、双方意思表示のない場合は、令和12年度まで自動更新が可能とする。
- 4 本システムの内容
「県立病院災害時安否確認システム仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- 5 参加資格

- (1) 日本国内において官公庁、独立行政法人、地方独立行政法人、医療機関（病床数300床以上）等における災害時安否確認システムの導入実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (5) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がない者であること。

6 参加手続

(1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局企画課 企画調整班
電話 (078) 341-7711 (内線76009)
電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項の配布等

ア 直接紙面での配布期間

令和8年2月3日(火)から同月19日(木)(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ

ウ 兵庫県ホームページからのダウンロード

令和8年2月3日(火)から同月19日(木)まで

(3) プロポーザルへの参加

プロポーザルに参加しようとする者は、募集要項に定める参加表明書等及び企画提案書等を提出しなければならない。

ア 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

事務局へ持参又は郵送すること。あわせて事務局に同資料のデータをメールで送付すること(データはPDF形式とし、データの容量が8MBを超える場合は事前に事務局に相談すること)。メールで提出する場合は、件名を「【提出】県立病院災害時安否確認システム参加表明書等 会社名」とすること。

(2) 受付期間

令和8年2月3日(火)から同月19日(木)(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和8年2月19日(木)午後4時必着とする。

(3) 提出書類

a 参加表明書等(必須)

募集要項に定める書類を1部提出すること。

b 事業概要等を示した資料(任意)

会社の事業概要等が分かる資料(既存のパンフレット等で可)を1部提出すること。

(4) 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 参加資格確認結果通知

提出された書類(上記(3)ア(1)の提出書類)により参加資格を確認後、参加表明書の提出者に対し、令和8年2月20日(金)より順次、参加資格審査結果通知書を電子メールにより送付する。

イ プロポーザルにかかる質問及び回答

(7) 質問方法

質問は所定の質問書により行うこととし、事務局へメールにより送付すること。なお、メールの件名は「【質問】県立病院災害時安否確認システムプロポーザル 会社名」とすること。

(4) 受付期間

令和8年2月3日(火)から同月10日(火)午後4時まで。

(7) 回答方法

令和8年2月12日(木)より順次、質問書提出者及び参加表明書提出者の全員に対し、質問者名を伏せた形で電子メールにより送付する。

ウ 企画提案書等の提出

(7) 企画提案書等を提出できる者

上記(3)ア(オ)の参加資格確認結果通知書において参加資格を有すると認められた者。

(4) 提出方法

事務局へ持参又は郵送すること。あわせて事務局に同資料のデータをメールで送付すること(データはPDF形式とし、データの容量が8MBを超える場合は事前に事務局に相談すること)。メールで提出する場合は、件名を「【提出】県立病院災害時安否確認システム企画提案書等 会社名」とすること。

(7) 受付期間

令和8年2月20日(金)から同年3月2日(月)(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、令和8年3月2日(月)午後4時必着とする。

(4) 提出書類(企画提案書等)

募集要項に定める書類を10部(正本1部、副本9部)提出すること。

エ プレゼンテーション

参加資格確認結果通知書において参加資格を有すると認められ、企画提案書等を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める。(令和8年3月上旬～中旬を予定)詳細は参加資格を有すると認められた者に対して別途連絡する。

オ 費用負担

参加者の負担とする。

カ 留意事項

(7) 提出書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) その他

募集要項に記載のとおり

7 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は「県立病院災害時安否確認システム事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、参加資格を有すると認められた者全員に対して文書で通知する。

(3) 失格事項

ア 期限までに企画提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

8 その他

(1) 本公告の日から、委員会において選考が終了するまでの間は、本件に関する営業活動は禁止する。営業活動の事実が認められたときは失格になることがある。

(2) その他の詳細は募集要項に記載のとおり

9 Summary

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Sugimura, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Contract subject matter:

Disaster Safety Confirmation System

(3) Contract Period:

From April 1, 2026 to March 31, 2027

(4) Place of Performance:

Within the contractor's facilities located in Japan, or on cloud services that have operational bases within Japan

(5) Deadline for the submission of application forms:

16:00 February 19, 2026

(6) Period of the submission of proposal forms:

From February 20, 2026, to 16:00 March 2, 2026

(7) Contact point for the notice:

Policy Planning Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 76009



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年2月3日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

兵庫県立病院における令和8年度医薬品の購入業務

2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地

兵庫県病院局経営課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年11月27日

4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社メディセオ 神戸市中央区山本通2-14-1

5 契約金額

20,482,436,245円

6 納入場所

県立尼崎総合医療センター

尼崎市東難波町2-17-77

県立西宮病院

西宮市六湛寺町13-9

県立西宮総合医療センター(仮称)

西宮市津門大塚町11

県立加古川医療センター

加古川市神野町神野203

県立はりま姫路総合医療センター

姫路市神屋町3-264

県立丹波医療センター

丹波市氷上町石生2002-7

丹波市ミルネ診療所

丹波市氷上町石生2059-5

県立淡路医療センター

洲本市塩屋1-1-137

県立ひょうごこころの医療センター

神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

県立こども病院

神戸市中央区港島南町1-6-7

県立がんセンター

明石市北王子町13-70

県立粒子線医療センター

たつの市新宮町光都1-2-1

県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター

神戸市中央区港島南町1-6-8

7 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 8 入札公告をした日
令和7年10月10日
- 9 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号による

公安委員会規則

兵庫県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和8年2月3日

兵庫県公安委員会
委員長 津田 隆 雄

兵庫県公安委員会規則第2号

兵庫県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 重要経済安保情報の指定等に伴う措置（第6条—第8条）
- 第3章 重要経済安保情報の取扱いの業務
- 第1節 保護のための環境整備（第9条—第14条）
- 第2節 作成（第15条・第16条）
- 第3節 交付、運搬、伝達等（第17条—第22条）
- 第4節 保管等（第23条—第26条）
- 第5節 検査（第27条）
- 第6節 紛失時等の措置（第28条）
- 第4章 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置（第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）に基づき、兵庫県公安委員会（以下「委員会」という。）における重要経済安保情報（法第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護に関し、委員会が実施すべき措置等について必要な事項を定め、その適正を図ることを目的とする。

（準拠）

第2条 委員会における重要経済安保情報の保護に関しては、法、重要経済安保情報の保護に関する法律施行令（令和7年政令第26号。以下「令」という。）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定。以下「運用基準」という。）その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（重要経済安保情報管理者）

第3条 委員会における重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者（以下「重要経済安保情報管理者」という。）は、兵庫県警察本部総務部総務課長とする。

（保全責任者等）

第4条 重要経済安保情報管理者は、警察職員の中から重要経済安保情報の保護に関する業務を補助させる者（以下「保全責任者」という。）を指名するものとする。

2 保全責任者は、重要経済安保情報管理者の管理する重要経済安保情報文書等（令第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うほか、重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

3 重要経済安保情報管理者は、保全責任者が不在であることその他その職務を行うことができない理由があるときは、臨時にその職務を代行する警察職員（以下「職務代行者」という。）を指名することができる。

4 保全責任者及び職務代行者は、法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務

を行うことができることとされる者でなければならない。

(知識の習得等)

第5条 委員会の委員長及び委員（以下「委員長等」という。）は、重要経済安保情報を保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図らなければならない。

第2章 重要経済安保情報の指定等に伴う措置

(重要経済安保情報の表示の方法)

第6条 保全責任者は、令第12条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第1号の表示（以下「重要経済安保情報表示」という。）をするときは、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
 - (2) 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。） 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
 - (3) 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 2 重要経済安保情報表示を重要経済安保情報を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「重要経済安保情報文書」の文字を赤色で付するものとする。ただし、当該冊子の表紙に重要経済安保情報表示がある場合は、この限りでない。
- 3 重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報表示又は前項の規定により付した「重要経済安保情報文書」の文字を含めて複製したときは、当該文書について前2項の表示をすることを要しない。
- 4 第1項の場合において、重要経済安保情報文書等に記録されている重要経済安保情報が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、重要経済安保情報表示に加え、当該外国の政府等を示す表示を第1項各号に準じてするものとする。ただし、重要経済安保情報である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合又は外国の政府等を示す表示が既になされている場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号又は第3号の規定により行う重要経済安保情報表示の寸法は、縦12ミリメートル、横42ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(重要経済安保情報の指定の有効期間の満了に伴う措置)

第7条 保全責任者は、令第7条第2項の指定有効期間満了表示をするときは、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。
 - (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
 - (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。
- 2 前項第1号の規定は、第6条第2項に規定する文書又は図画が冊子の一部である場合において当該冊子の表紙に「重要経済安保情報文書」の文字が付されている場合について準用する。

3 第1項第1号又は第3号の規定により行う指定有効期間満了表示の寸法は、縦18ミリメートル、横42ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(重要経済安保情報の指定の解除に伴う措置)

第8条 前条の規定は、令第10条第2項の指定解除表示をするときについて準用する。この場合において、前条第1項中「令第7条第2項」とあるのは「令第10条第2項」と、同条第1項及び第3項中「指定有効期間満了表示」とあるのは「指定解除表示」と、「重要経済安保情報指定有効期間満了」とあるのは、「重要経済安保情報指定解除」と読み替えるものとする。

第3章 重要経済安保情報の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備

(立入禁止)

第9条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報が取り扱われる場所について、重要経済安保情報の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、重要経済安保情報管理者の許可を受けた者はこの限りでない。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の規定により立入りを禁止した場合は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込制限)

第10条 重要経済安保情報管理者は、次の各号に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。以下この条において同じ。）の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が、保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

(1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所

(2) 日常的に重要経済安保情報を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ重要経済安保情報を取り扱う場合には当該区画に限る。）

(3) 重要経済安保情報を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）

(4) 重要経済安保情報文書等を保管する保管施設

2 重要経済安保情報管理者は、前項の規定により機器持込みを禁止した場合は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報文書等の保管庫等)

第11条 重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）は、鋼鉄製の箱等施錠機能を有し、かつ十分な強度を有する保管庫において保管するものとする。

2 重要経済安保情報文書等（文書又は図画に限る。）は、他の文書（文書又は図画に限り、特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第4条に規定する特定秘密文書等をいう。）を除く。）と明確に区別できるように区分し、格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3 重要経済安保情報である情報を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、若しくは接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第14条において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第13条第2項及び第4項において同じ。）には、その盗難、紛失等を防止するため、必要な物理的措置を講ずるものとする。

4 前3項の規定によることができない場合における重要経済安保情報文書等の保管は、重要経済安保情報管理者の定めるところにより行うものとする。

(重要経済安保情報の保護のための施設設備の確保)

第12条 重要経済安保情報管理者は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報文書等を保管するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の重要経済安保情報の保護に必要な措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第13条 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、委員長等及び法第11条の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうち重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者（以下「重要経済安保情報取扱業務者」という。）以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることができないようにするための措置が講じられたものとして重要経済安保情報管理者が認めたものにより取り扱うものとする。

- 2 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を前項に規定する電子計算機で取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、当該内容を記録し、保存するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、委員長等及び重要経済安保情報取扱業務者は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、サイバーセキュリティに関して適切な対応をとるものとする。
- 4 委員長等及び重要経済安保情報取扱業務者は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、当該情報の暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

(重要経済安保情報文書等管理簿)

第14条 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いを行ったときは、重要経済安保情報文書等管理簿（様式第1号）によりその状況を明らかにしておくものとする。この場合において、情報の保護上、特段の必要がある重要経済安保情報文書等については、他の重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿と別に重要経済安保情報文書等管理簿を作成することができる。

第2節 作成

(重要経済安保情報文書等の作成)

第15条 重要経済安保情報文書等の作成をするときは、作成する重要経済安保情報文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第16条 保全責任者は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号（重要経済安保情報文書等ごとに付す番号をいう。以下同じ。）の表示をするものとする。ただし、当該重要経済安保情報文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- (1) 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画 重要経済安保情報表示又は「重要経済安保情報文書」の文字の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。
- (2) 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示と共に赤色で認識することができるようにすること。
- (3) 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件 重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

第3節 交付、運搬、伝達等

(交付の方法等)

第17条 重要経済安保情報文書等を交付しようとするときは、重要経済安保情報管理者の承認を受けた上、手交又は電気通信による方法（電子メールその他インターネットを通じた方法を除く。）により行うものとする。

- 2 前項の手交による方法により交付するときは、交付の対象者又は交付の対象者が指名した者（法第11条の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第21条、第25条、第27条第3項において同じ。）から重要経済安保情報文書等受領書（様式第2号）を徴するものとする。この場合において、重要経済安保情報文書等受領書を徴することができなかつたときは、重要経済安保情報文書等管理簿に必要事項を記載するものとする。
- 3 第1項の規定により手交した重要経済安保情報文書等が貸与に係るものであるときは、重要経済安保情報管理者の指示を受け、当該重要経済安保情報文書等の返却時期を明示した上行うものとする。
- 4 第1項の電気通信による方法により交付するときは、暗号化その他重要経済安保情報の保護に必要な措置を講じた上、交付するものとする。

(運搬の方法)

第18条 重要経済安保情報文書等の運搬は、重要経済安保情報取扱業務者のうちから保全責任者が指名する職員が携行することにより行うものとする。

- 2 前項の規定によることができないとき、又は当該方法が不相当であるときの運搬の方法については、重要経済安保情報管理者の指示するところにより行うものとする。

(文書及び図画の封かん)

第19条 重要経済安保情報である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、当該文書又は図画を外部から見る事ができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、重要経済安保情報取扱業務者が携行する場合において、重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の収納等)

第20条 重要経済安保情報である情報を記録する物件又は重要経済安保情報である情報を化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗視その他の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの必要な措置を講ずるものとする。

(文書等の接受)

第21条 封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人又は名宛人が指名した者でなければ開封してはならない。

(伝達の方法等)

第22条 重要経済安保情報を伝達するときは、重要経済安保情報管理者の承認を得た上、伝達の相手方に対して当該伝達の内容が重要経済安保情報である旨を明らかにするとともに、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき、注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 重要経済安保情報を電話により伝達するときは、暗号化による秘匿措置を講ずるものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、重要経済安保情報管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、略号を用いることその他の重要経済安保情報の保護に必要な措置を講ずるものとする。

4 重要経済安保情報を伝達する場合には、盗聴及び盗視の防止に努めるものとする。

第4節 保管等

(重要経済安保情報文書等の保管)

第23条 重要経済安保情報文書等は、保全責任者が保管するものとする。

2 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、重要経済安保情報文書等保管管理簿(様式第3号)により、重要経済安保情報文書等の保管状況を明らかにしておくものとする。

(重要経済安保情報文書等の取扱いの記録)

第24条 保全責任者は、重要経済安保情報文書等取扱簿(様式第4号)により、重要経済安保情報文書等の取扱いの経過を明らかにしておくものとする。

(廃棄)

第25条 重要経済安保情報文書等の廃棄は、保全責任者又は保全責任者が指名した者の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他の当該重要経済安保情報文書等を復元することができないようにするための方法により確実に行うものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第26条 重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による当該重要経済安保情報文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

2 前項に規定する重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合は、あらかじめ警察庁長官(以下「長官」という。)の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、事後速やかにその旨を長官に報告するものとする。

3 重要経済安保情報管理者は、第1項に規定する廃棄をした場合には、当該廃棄に係る重要経済安保情報文書等の概要、重要経済安保情報の漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄方法を記載した書面を作成し、長官に報告するものとする。

第5節 検査

(定期検査及び臨時検査)

第27条 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護の状況について、毎年度2回以上、定期的に検査を実施するものとする。

2 重要経済安保情報管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査することができる。

- 3 重要経済安保情報管理者は、前2項の検査をその指名した者に行わせることができる。
- 4 第1項及び第2項の検査においては、重要経済安保情報文書等管理簿及び重要経済安保情報文書等保管管理簿と重要経済安保情報文書等の保管の状況の照合のほか、この規則に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を行うものとする。
- 5 重要経済安保情報管理者は、第1項及び第2項の検査の状況について、長官に報告するものとする。

第6節 紛失時等の措置

(紛失時等の措置)

第28条 重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 委員長等 事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者に通知すること。
 - (2) 重要経済安保情報取扱業務者(次号の規定による報告を受けた警察職員を含む。) 事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者に報告すること。
 - (3) 重要経済安保情報取扱業務者以外の警察職員 事故の内容を当該重要経済安保情報取扱業務者に報告すること。
- 2 重要経済安保情報管理者は、前項各号の規定による通知又は報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その調査を行い、かつ、当該重要経済安保情報の保護上必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 重要経済安保情報管理者は、前項の調査を実施し、又は前項の措置を講じた場合には、速やかに当該調査の結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

第4章 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたとときの措置

(重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたとときの措置)

第29条 重要経済安保情報の指定若しくはその解除又は公文書ファイル管理簿(兵庫県公安委員会公文書管理規則(令和3年兵庫県公安委員会規則第1号)第16条第1項に規定する公文書ファイル管理簿をいう。)に記載された公文書ファイル等(兵庫県公安委員会公文書管理規則第2条第2号に規定する公文書ファイル等をいう。)であつて重要経済安保情報である情報を記録するもの(以下「重要経済安保情報公文書ファイル等」という。)の管理が法、令及び運用基準に従って行われていないとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 委員長等 適切な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を重要経済安保情報管理者に通知すること。
 - (2) 重要経済安保情報取扱業務者(次号の規定による報告を受けた警察職員を含む。) 適切な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を重要経済安保情報管理者に報告すること。
 - (3) 委員長等及び重要経済安保情報取扱業務者以外の警察職員 重要経済安保情報の指定若しくはその解除又は重要経済安保情報公文書ファイル等の管理が法、令及び運用基準に従って行われておらず、又はそのおそれがある旨を当該重要経済安保情報取扱業務者に報告すること。
- 2 重要経済安保情報管理者は、前項各号の規定による通知又は報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その事実が重要経済安保情報公文書ファイル等の管理に関するものである場合には、速やかに必要な調査を行うものとする。
 - 3 前項の調査を行った場合は、調査の結果に応じ、適切な措置を講ずるとともに、当該結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

第5章 雑則

(指定前の取扱い)

第30条 重要経済安保情報として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じて、保護に努めるものとする。

(国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認)

第31条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る重要経済安保情報を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、あらかじめ長官の承認を得るものとする。

(国際約束に基づき提供された情報である重要経済安保情報の取扱い)

第32条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である重要経済安保情報については、この規則に定めるもののほか、当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護に関し必要な措置は、委員会の承認を得て、重要経済安保情報管理者が講ずるものとする。

附 則

この規則は、令和8年2月3日から施行する。



兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月3日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆 雄

兵庫県公安委員会規則第3号

兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成27年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改める。

第4条第2項中「登録及び保管並びにこれら」を「保管及びこれ」に改める。

第6条第1項中「、令別記第1様式の」を削り、同条第2項中「前項に規定する」を削り、同条第4項中「特定秘密文書等」を「第1項の場合において、特定秘密文書等」に改める。

第7条第1項中「定める方法」を「定めるところ」に改め、「、特定秘密表示の抹消をした上で」を削り、同項各号中「、令別記第2様式の」を削り、同項第1号中「特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法により抹消し、」を削り、同項第2号中「、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法により抹消し、」を削り、同項第3号中「刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしているときは当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法により抹消し、」を削る。

第8条中「令別記第2様式の」を削り、「」とあるのは「令別記第3様式の「特定秘密指定解除」を」とあるのは「特定秘密指定解除」と改める。

第10条の見出しを「(機器持込制限)」に改める。

第11条第2項中「他の文書」の次に「(文書又は図画に限り、重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）第4条に規定するものをいう。）を除く。）」を加え、同条第3項中「特定秘密文書等（電磁的記録に限る。）」を「特定秘密である情報」に改め、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前3項の規定によることができない場合における特定秘密文書等の保管は、特定秘密管理者の定めるところにより行うものとする。

第13条中「情報セキュリティ」を「サイバーセキュリティ」に改める。

第29条中「指定及び」を「指定若しくは」に改める。

第30条中「又は物件」を「若しくは物件」に改める。

附 則

この規則は、令和8年2月3日から施行する。

警 察 本 部 公 告

令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業公募型プロポーザルの実施

兵庫県警察施設照明のLED化事業を行う事業予定者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

令和8年2月3日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小西 康 弘

1 趣旨・目的

兵庫県では、自らの事務事業で生じる温室効果ガスの環境負荷低減を図るため、環境率先行動計画を策定

し、取組を推進している。

本事業は、さらなる省エネ化推進のため、県警察施設の照明設備をLED照明へ更新するものであり、今回、必要となる要件を満たす提案を広く募集し、提案内容や実施体制等を総合的に判断して本事業に適した事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

(1) 業務名

令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業公募型プロポーザル

(2) 業務内容

兵庫県警察施設照明のLED照明への交換

詳細は、別途配布する「令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業仕様書」のとおり

3 参加資格

参加することができる者は、次に掲げる各号の全てを満たす者とする。

(1) 法人格を有し、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

(2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加資格制限基準による資格制限に該当する者

イ 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者

ウ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

(4) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 令和3年4月以降に類似業務(※)を元請として履行した実績を有すること。

※ 類似業務とは、国または地方公共団体が発注した施設のLED化事業をいう。

(6) 本プロポーザル及びその後の契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

4 応募手続

(1) 事務局及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課施設係 担当 中野

電話 (078) 341-7441 内線2285

(2) 募集要項の公表

ア 公表日 令和8年2月3日（火）

イ 公表方法 県警察ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出先 事務局まで

イ 提出期限 令和8年2月17日（火）午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（必着）

(4) 応募函書の提出

ア 提出先 事務局まで

イ 提出期限 令和8年3月16日（月）午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（必着）

5 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

6 受託候補者の選考、通知の方法

(1) 選考方法

受託候補者の選考は、事業者選定委員会において内容及び価格について評価する。

【評価項目】

評価項目	評価基準
業務実施体制	ア 発注者の計画とおりに業務実行が可能な体制を構築できているか イ 類似業務における実績があるか ウ 施設の業務や来庁者等への配慮がされた施工計画・具体的な工程を明確にしたスケジュールが構築できており、無理なく妥当なものであるか エ 現地調査や工事中における安全管理がなされているか
県内企業の活用	県内業者の活用に配慮しているか
照明資材	ア 規格・品質が信頼に足る製品であるか イ 保証期間は十分であるか ウ 保証期間内の不点灯、不具合発生時に迅速な対応(交換・修補)ができる体制の構築ができているか
省エネ効果	ア 電気使用量の削減率が大きいか イ 更なる省エネ効果が期待できる独自提案があるか(調光制御、人感センサーなど)
見積額	ア 提案内容に対して適正に見積もられているか イ コスト縮減が図られているか

(2) 発表方法

審査の結果は、応募者全員に対し書面で通知し、受託候補者は県警察ホームページで公表する。
なお、評価結果の詳細は公表しない。

7 その他

- (1) 提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は、募集要項による。

8 Summary for the Notice of Proposal Competition

- (1) Subject matter of the contract:
LED Conversion Project for prefectural police facilities
- (2) Deadline for the submission of application forms:
17:00 February 17, 2026 by direct delivery or registered mail
- (3) Deadline for the submission of Proposals:
17:00 March 16, 2026 by direct delivery or registered mail
- (4) Person to contact concerning the notice:
Mr. Nakano, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078) 341-7441 Ext. 2285